# ビジネスビザ申請までの流れ

**≪渡航目的≫**

・技術指導
・機械設備の取り付け/メンテナンス
・貨物の検品/研究/開発等
（滞在日数不問）

YES

「就業服務法」の規定に従い、
台湾現地企業を通して労働部に
労働許可の要否を問い合わせる
＊労働部労働力発展署
+886-2-8995-6000

NO

**≪渡航目的≫**

・商談
・会議
・打ち合わせ
・客先訪問
（停留日数 45 日以下、
隔離 10 日間含む）

YES

労働許可の申請をし、許可後に
台湾から原本を郵送してもらう

必要な提出書類を揃え、
本処窓口にてビザ申請
＊就労ビザ

NO

必要な提出書類を揃え、
本処窓口にてビザ申請
＊停留の出張ビザ

台北駐大阪経済文化弁事処